

令和2年9月第3回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 令和2年9月9日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

- 8番 角 麻 子

1. 遅刻議員は次のとおり

- 6番 山 田 雅 士

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市	長 橋 本 欣 也
総	務	部 長 大 木 俊 行

総務部参事(事) 財政課長	會 嶋 禎 人
市 民 部 長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一
建 設 部 長	市 川 明 男
高 齢 者 福 祉 課 長	飛 田 雅 章

・連絡員

総務部参事(事) 秘書広報課長	鈴 木 正 義
総務部参事(事) 総務課長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	堀 越 和 則
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	関 貴 美 代

・連絡員

教 育 総 務 課 長	井 口 安 弘
-------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	日 野 原 広 志
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	須 賀 澤 勲
主 査	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	今 関 雅
主 任 主 事	村 山 のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

令和2年9月9日(水) 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、9月8日までに受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、新見準議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

次に、本日の欠席の届出が、角麻子議員よりありました。

次に、本日の遅刻の届出が、山田雅士議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、順次、質問を許します。

最初に、改革クラブ、新見準議員の個人質問を許します。

○新見 準君

おはようございます。

私からは、1、小中学校の通学路についてご質問させていただきます。

(1) 小中学生が安全・安心して通学できるように、ということに質問します。

八街市には、小学校8校及び分校1校、中学校が4校あり、その通学路は主に国道409号線や県道、八街市の市道などで比較的車の通行量が多い道路を、通学路に使用しております。

そこで質問ですが、①国道409号線を使う通学路の安全対策は、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

初めに、日頃地域の見守り隊の皆様には、児童・生徒の登下校時の安心・安全を守るために見守り活動にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

通学路の安全対策につきましては、今年度から第3期となりました八街市通学路交通安全プログラムの運用に伴い、各学校や八街市小中学校PTA連絡協議会、交通安全協会、千葉県印旛土木事所、警察、市役所関係各課等と合同点検や対策会議を進めております。

国道409号沿いにつきましても、これまでに第1期、第2期の活動を通して、道路の外側線の引き直しやラバーポールの設置、注意喚起看板の設置を行ってまいりました。

教育委員会といたしましては、今以上に通学路の安全を図るためにも、交通安全プログラムを効果的、継続的に運用していくことが重要と考えております。

今年度は、各小中学校に対して、通学危険箇所の報告を依頼しております。その報告内容や地域の方々の声等に基づき、第3期八街市通学路交通安全プログラム対策会議を開き、危険内容を共有し、合同点検、危険箇所への対策を計画してまいります。

今後もこれらの取組をPDCAサイクルとして実践し、地域の皆様や関係機関と連携を取りながら、通学路のさらなる安全確保の徹底に努めてまいります。

○新見 準君

ありがとうございます。

八街自動車教習所付近から実住小学校まで通学をしている児童が少なからずいらっしゃいます。距離にして約2キロ、児童の足、歩速で約40分ほどかかります。資料の写真、4枚目を見ていただきたいんですが、車道と歩道の分離は白線が描かれているだけで、非常に心もとない状況です。

本来なら、両側にガードレールを設置し歩行者の安全を確保すべきところですが、何分狭い国道なのでガードレールの設置は難しいと思われま。特に409号線から木原入り口の交差点からバイパス方向に通るファミリーマート前の道路は中央線もない狭い道路で、児童が事故に遭遇する危険が非常に高い箇所です。

409号線と木原入り口からバイパスまで、せめて片側だけでも車線分離ポストコーン、4枚目に写真がありますが、を設置し、ドライバーに注意を促し、児童の登下校の安全を少しでも確保していただきたいと思います。

次に移ります。

②押しボタン式信号の設置、及び、消えかかっている通学路の横断歩道の早急な対処を望むということで、409号線などを横断する登下校路が幾つかあります。多くの横断歩道の表示が車の往来などによりほとんど消えかかっており、横断歩道の体を成していない状況であります。1枚目を見ていただくと分かるんですが、このように横断歩道が描かれてあったというような状況でございます。ドライバーに横断歩道の表示を確実に認識させるためにも、横断歩道を早急に補修していただきたい。

また、児童の登校時には、市民協力の「見守り隊」の皆さんが、登校の安全を補助しておりますが、下校時は、児童の下校時間が様々なので「見守り隊」の方がいない場合もあります。

そこで、押しボタン式信号の設置及び消えかかった横断歩道の早急な対処をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

押しボタン式信号機の設置などの交通規制につきましては、千葉県公安委員会が、県下全ての要望を受けまして、交通量、事故の発生状況、危険度、設置効果等を加味して、順次、設置を行っております。市では、地域などからのご要望を受け、佐倉警察署を通じまして千葉

県公安委員会へ要望書を提出しております。

信号機の設置につきましては、歩行者が安全に横断待ちができる滞留場所の確保ができることが必要要件であり、現在、要望している交差点につきましても、地権者の理解や交差点改良が必要となることから、早期の設置は容易ではないものと認識しておりますが、今後も、必要な交通規制を実施していただけるよう、継続的に粘り強く要望してまいりたいと考えております。

また、横断歩道や停止線などの交通規制が伴う道路標示につきましては、千葉県公安委員会の管轄になりますので、消えかかっている道路標示の対処につきましては、佐倉警察署を通じてまして、設置者であります千葉県公安委員会に対し、随時、引き直し等の補修依頼を行っているところでございます。

○新見 準君

ありがとうございます。

順次ということなのですが、資料の1ですが、下の部分、笹引小学校の通学路です。千葉地曳前、409号線、この通学路で十数年前、児童の死亡事故が起きております。この死亡事故は決着がつくまでにかかなり長い時間、裁判等で争われていました。それはなぜと申しますと、横断歩道がちゃんと描かれていない。ドライバーとしては横断歩道があったかどうか分からないというそういう話でした。これが、横断歩道がちゃんと描かれていて、ドライバーも横断歩道があるという認識に至っていれば、そんな申立てはなかったと思います。

横断歩道上の交通事故の過失割合は100対0になります。しっかりと横断歩道が描かれていればそんな係争になるようなことはなかったはずです。早急に横断歩道の標示をやっていたいただきたいと思います。

次です。

小中学校の通学路には、未舗装道路または舗装道路が崩れてデコボコ道になっている箇所もありました。雨天時の登下校は、ぬかるんだ道やアスファルトが剥がれた穴に足を取られて転んでケガをする可能性があります。

③未舗装通学路を雨の日に歩くのは危険です。すぐに舗装すべきでは。

未舗装道路等を雨天に歩く、登下校するのは非常に危険です。すぐにでも舗装すべきと考えます。少なくとも市道に関してはすぐにでも舗装していただきたいと思います。これは児童の命に関わる問題でございます。これからの日本を担う児童たちをしっかりと守っていくのが私たち大人の義務だと思います。未舗装道路の舗装をすぐやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

小中学校の通学路で、アスファルトがくぼんでいたり、路肩部分が崩れていたりして危険である道路については、市職員のパトロール、地区の皆さんの情報提供などによりまして、現地確認を行い、道路状況を把握し、舗装の穴埋めなどの維持補修を随時実施しているところ

でございます。

ご指摘の路線につきましても、歩行者が安全に通行できるよう、適切な維持管理を行いまして、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○新見 準君

早急に、本来であれば今年中にでもやっていただきたいということですが、そうもいかないと思いますので、早急により早く対処をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で改革クラブ、新見準議員の個人質問を終了します。

しばらくお待ちください。

次に、公明党、栗林澄恵議員の個人質問を許します。

○栗林澄恵君

おはようございます。公明党の栗林澄恵でございます。

近年、日本中で甚大な災害をもたらす自然災害が発生しています。昨年、本市を含む千葉県でも、かつて経験したことのない台風災害や豪雨災害に見舞われ、今なお、その爪痕は残っています。市内を回っていても、いまだ屋根にブルーシートがかかっているお宅を多く目にします。

また、今年新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で迎える台風シーズンや迫りくる巨大地震への備えと、「一人一人が災害に備えることを“我が事”として捉え、社会全体としても危機意識を高める必要がある」と思います。

それでは、通告書に従い、1、コロナ禍で市民の安全・安心を守ると題しまして、要旨(1)防災についてお伺いいたします。

市民より、「防災無線が聞こえない」「防災無線が鳴っているのは分かるが内容が聞き取りにくい」「防災無線の発信器が近くにない」との意見が私に寄せられます。ご意見をいただいた方、また、機会あるごとに私もやちまたメール配信サービスやフリーダイヤルテレフォンスerviceをお知らせしていますが、多くの市民は、日々の生活の中で、市からの情報入手の手段として防災無線をとっても重要としています。

そこで、①防災無線について、現状と今後の改善計画等についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、防災行政無線の屋外放送につきましては、できる限り聞こえない地域がないよう調整しておりますが、近年の住宅の遮音性向上に加え、地形などの周辺環境により聞き取りにくい地域が生じていることから、市からの情報は、市ホームページ、Jアラートにも連動しているやちまたメール配信サービス、防災行政無線の放送内容を確認することができるテレフォンスervice及びエリアメール配信、八街市公式ツイッターの開設など、多様な体制を整えております。

今後も、できるだけ多くの市民の皆様方に、速やかに情報伝達できる効果的な通信手段を検討してまいりたいと考えております。

○栗林澄恵君

市民の中には、自宅に電話を引いていない方や携帯電話を持たない方、携帯を持っているがご家族との通話だけという方もいらっしゃいます。新型コロナウイルス感染症の抑制に向け、関連する情報なども確実に伝達する手段として、防災行政無線を受信する防災ラジオを普及させる動きが加速しています。スマートフォンや携帯電話を持たず、緊急速報メールが受け取れない高齢者や障害者にも情報が伝わるのがポイントです

東京都中央区では、スマホを持たない障害者や高齢者を念頭に、「防災ラジオは、災害時を含め緊急情報などの伝達をするのに有効で住民の生命を守る行動につながる」と区危機管理課長は話をしています。防災ラジオの普及を進める自治体は、全国で着実に拡大しています。

総務省は、未導入の自治体に対する財政支援を加速しています。さらに、総務省消防庁では、円滑な配備を促すため、試験利用の取組も進めています。

公明党は、緊急情報の発信強化に向けて、防災ラジオの普及を推進しています。昨年8月には、公明党総務部会が自然災害などに強い街づくりに向け、防災ラジオ導入に向けた支援を拡充するため、「20年度予算概算要求に向けた重点政策提言」を総務相に申入れをしました。また、本市には多くの外国人がお住まいになっていて、今後も本市の人口増につながると推測します。

そこで、②情報弱者への市の対応についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における情報発信につきましては、防災行政無線、防災行政無線の内容を聞くことができるフリーダイヤルサービス、やちまたメール配信サービス、市ホームページ、八街市公式ツイッターの開設、千葉県防災情報システムと連動した報道機関への周知など、多様な体制を整えております。

また、外国人への防災の啓発や情報に関しましては、ホームページに掲載しておりますが、現在、八街市のホームページはグーグルの翻訳機能により他言語に翻訳することができます。

情報・通信技術の利用困難を抱える方につきましては、防災行政無線の放送を受信できる防災ラジオを活用している自治体もございますが、これはコミュニティFM局の電波を利用しているものでありますので、本市におきましてはコミュニティFM局がないため、導入することができない状況でございます。

なお、平時から共助の活動等により、地域に住む方々と協力できる関係を築いておくことも重要であり、地域全体での防災力や地域の絆を高めることで、情報の収集、拡散にもつながるものと考えておりますので、区、自主防災組織、民生委員、災害ボランティアなどのご協力により、情報が届けられる体制の構築について、検討してまいりたいと考えております。

○栗林澄恵君

本市の状況に合わせた受信システムで防災ラジオの導入に向け、引き続き調査研究をしていただくよう要望いたします。

また、愛媛県今治市では、このほど市内に住む外国人が仕事や生活の悩みを相談できる「外国人相談窓口」を設置しました。相談窓口は、税や福祉、仕事など生活の中で困っていることをワンストップで受け付け、通訳する言語は、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の4か国語で、その他の言語は音声翻訳機で対応しています。

また、静岡県、大阪市、愛知県一宮市・西尾市では、テレビ電話を活用した多言語通訳のコールセンター「外国人相談窓口」を設置し、文化の違いから生じる外国籍市民の悩みを聴き、適切かつ迅速に支援することを目的としています。多国籍市民からは、「母国語で話せて助かった」などと喜ばれています。

本市でも現状と今後の増加を鑑みて外国人専用のワンストップ相談窓口を開設し、「心配なことがあったら気軽に何でも相談してください」と言える八街市にしていきたいと、心より願います。

続きまして、昨年の台風襲来後、市民には防災意識の向上が見られます。そこで、③自主防災組織の現状についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁します。

本市での自主防災組織数は、現在21組織、活動カバー率は42.4パーセントとなっております。

活動内容につきましては、昨年の台風被害の際には、資機材購入補助金で配備した発電機を利用した給水活動、倒木処理や飛散したゴミの回収等、地域の実情に応じた活動をしていただいているところでございます。

また、千葉県が主催している自主防災組織のリーダー等を対象とした研修への参加、日頃から災害に備えた訓練等を実施していただいているところでございます。まだ設立されていない地域もございますので、組織の設立支援を優先に取り組みながら、防災リーダーの養成・育成に向けた支援体制につきましても、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

○栗林澄恵君

積極的に推進の方をお願いしたいと思います。

また、防災対策、実際災害が起きたときは、公助、共助とともに自助も大変重要になっていきます。本市として、④市民への自助意識強化の推進方法として、どのような取組を行っているか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「自分の身は自分で守る」という自助の意識を持つことの大切さは、広報やちまた、避難所の場所などが記載されている八街マップの防災情報のページ等で周知しているほか、区長会などで防災に関する説明をする際にも、自助の重要性を周知しているところでございます。

今後につきましても、広報やちまたやホームページをはじめあらゆる機会を通じまして、災害用物資の備蓄など自助の重要性を周知してまいります。

○栗林澄恵君

再質問をさせていただきます。「自分の身は自分で守る」との自助意識をバックアップすることから、市として独自の「防災マニュアル」や「防災に関するリーフレット」を作成して、市民に配布する等のお考えがないか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

防災に対します「防災マニュアル」であったり「リーフレット」などの作成につきましては、他の自治体で作成されております事例等を参考にしながら、作成方法であったり配布方法について検討してまいりたいというふうに考えております。

今、手元に消防庁で出している避難状況、避難方法、それから成田市で作っている防災マップ、かなり細かく作っておりますので、これなどを参考にさせていただいて作りたいと思います。

○栗林澄恵君

続きまして、⑤保育園・幼稚園・小学校・中学校での防災教育及び防災訓練の状況について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

市立小学校・中学校では、地震・火災・雷・豪雨・台風など、様々な災害を想定して取り組む避難訓練を各学期に実施しております。また、学級活動や社会科・総合的な学習の時間の中で、防災について考える授業も実施しております。

さらに、防災課と協力をして、総合防災訓練も毎年市内の学校で実施しており、今年度は、来年2月27日に川上小学校を会場として実施する予定です。

これらの活動を通して、防災の基本である「自助・共助・公助」の考え方を身につけ、自分の命を自分で守るための行動を取ることができる児童・生徒の育成をしております。

園においては、園児に対して毎年4月に紙芝居などを用いた図上訓練及び年に1回消防署の立会いの下に実施する総合防災訓練の際に、消防署員の方にDVDなどを用いて説明をお願いしているところでございます。また、園全体として、月に1回、火災及び地震に対する避難訓練、年に1回保護者を交えた災害時の引渡訓練などを行っております。

自分の命を守るために必要な防災教育については、コロナ禍であっても確実に実施できるように、今後も指導してまいります。

○栗林澄恵君

現在、コロナに罹患した人への誹謗中傷や差別が多く聞かれます。本市の教育現場で、児童・生徒へのいじめや非常事態宣言時の長期休校や縮小された夏休み、また、コロナ禍での教職員を含む児童・生徒への心のケアは、どのように対応されているか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

児童・生徒には、感染症に対する正しい知識のほか、いじめ等を防止するための指導を行っております。登校することができない児童・生徒には、保健室登校やカウンセリング等を行い、全職員でケアに取り組んでおります。

また、教職員に対するリモートによる会議や研修を推進するとともに、働き方改革により業務等を見直し、負担軽減を図っております。

各家庭については、保護者宛の文書、市のホームページ及び教育センターや各学校のホームページ、まちこみメールを活用し、情報提供や問合せ等の対応を行っております。

○栗林澄恵君

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、教育現場では、職員の心身の負担が増加しています。特に保育所や幼稚園では、施設内での感染防止に細心の注意を払いながら手をつないだり、抱き上げるなど、子どもとの身体的接触は避けられず、実際、各地の保育所や幼稚園でクラスターが発生しています。

しかし、他人と触れ合うことは子どもの健やかな成長に欠かせず、保育士や幼稚園教諭が、感染リスクにさらされながらも責務を果たそうとするのは、使命感があるからではないでしょうか。

愛知県などでは、医療従事者や介護職員の方に支給される慰労金と同様に保育士や幼稚園教諭、職員へ独自で応援や慰労金を支給している自治体もあります。献身的な行為に少しでも報いようとする自治体の姿は重要だと思います。

また、厚生労働省や文部科学省のガイドラインに沿って消毒作業が日々繰り返されており、ただでさえ多忙な職員の負担が一段と重くなっています。人員拡充も急務です。退職者などの潜在人材の活用を一層進めるとともに、消毒や清掃作業などを外部委託することも検討すべきではないかと思います。

社会活動を少しずつ回復させていくためにも、子どもを安心して預けられる保育所・幼稚園はなくてはならない存在です。本市でもしっかりと支えていくとの意味からも慰労金を出す等の手立を求める要望を国や県に対して行うことを切にお願いいたします。

また、災害対策の1つとして、業者との協定も重要だと思います。そこで、⑥業者との災害時の協定締結の状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

業者との災害時の協定締結の状況は、現在、災害時における日用品・飲料水・食料の供給、医薬品の供給、避難所用段ボール製間仕切りの供給、石油・ガス等のエネルギーの供給、緊急物資輸送の協力、道路啓開のための災害復旧活動、災害時の情報発信、施設の提供など40件の協定を締結しております。

今年度におきましては、昨年の台風の影響により広範囲で長期にわたる大規模停電被害を受け、早期の停電復旧を目的とした東京電力パワーグリッド株式会社成田支社と「災害時にお

ける停電復旧の連携等に関する基本協定」を締結したところでございます。

また、避難所として施設の一部を提供していただくこととなった八街少年院とも「災害発生時における避難所等としての施設使用に関する協定」を締結しております。

今後におきましても、民間団体等と協定を締結し、迅速かつ的確な災害対策を実施できる体制を構築してまいりたいと考えております。

○栗林澄恵君

続きまして、要旨（2）市の行事開催について、①成人式などの今後予定されている行事の開催方法等について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育委員会としては、新型コロナウイルス感染拡大の防止及び関係者の安全を考慮し、第2回小出義雄杯八街落花生マラソン大会を、やむを得ず来年度に延期いたしました。また、今年度は、小学校ロードレース大会や八街っ子夢議会など、多くの行事を残念ながら中止しております。

しかしながら、令和3年1月に開催する成人式は、新成人による実行委員会形式で実施しており、先日、第1回目の実行委員会を開催し、全ての実行委員から、「一生に一度の成人式をどんな形でも開催してほしい」との強い意見が出たことを踏まえ、開催に向けて準備を進めております。

例年の成人式は、中央公民館に、新成人を一堂に集め式典を挙行しておりましたが、今年度の成人式は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3密を避け、中央公民館とスポーツプラザの2会場で、分散開催を検討しております。

八街中学校区と八街北中学校区の新成人は中央公民館を会場とし、八街中央中学校区と八街南中学校区の新成人はスポーツプラザを会場とする予定です。また、式典につきましては、内容を集約し時間を短縮するなどの最善の予防策に努めます。

なお、今後、開催を予定している各種行事等につきましては、参加者、役員等の安全確保を、それぞれのガイドラインに照らし合わせ、新型コロナウイルス感染状況を踏まえた上で、慎重に開催方法等を検討してまいりたいと考えております。

○栗林澄恵君

そのほかの現在確定しています教育委員会主催の行事について、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

教育委員会の今後の主な行事につきましては、12月に実施予定の夢・希望のライトアップツリーは、市民の安全を考えるとともに実施の可能性について、現在検討しております。

また、来年1月開催予定の八街市ピーナッツ駅伝大会は、残念ながら中止といたしました。さらに、社会教育振興大会、こうみんかん祭についても、中止といたしました。そのほかの各行事につきましては、参加者などの市民の安全性を第一に考え、開催できるかどうか検討

してまいります。

○栗林澄恵君

今後は、ウイズコロナとして「新しい生活様式」の中で、地域行事や市の式典等を開催することとなります。また、今までの開催方法を見直す発想転換の機会となります。

現在、催物や行事の際、入り口で検温測定や手指消毒が恒例となっていますが、多くの人が集まる場所では、係員の増員や、一人の係員の負担が大きくなっています。

再質問としまして、一度に多くの人を非接触で体温測定できる体温測定サーマルカメラの導入計画があるか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

本市では、健康増進課が健診業務に使用するため、既に体温測定サーマルカメラを導入しており、健診等の実施時期と重ならなければ貸出しも可能であると聞いております。

今後、成人式など規模の大きな行事を開催する際には、健康増進課と調整し、体温測定サーマルカメラを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めてまいります。

○栗林澄恵君

新型コロナウイルス感染拡大が収まらない中、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されています。厚生労働省は、インフルエンザワクチンを原則として高齢者や医療従事者、子どもなどから優先的に接種する方針を先日決定いたしました。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの初期症状が似ていることから、万が一インフルエンザが流行すれば医療機関を逼迫するおそれがあります。

そこで、国や県に対して、インフルエンザワクチンの供給量の確保とともに、各種行事への参加対象者をはじめ市民へのインフルエンザ予防ワクチン接種を推進していただき、市民の日常と安全・安心の確保とともに、医療機関の負担軽減と経済活動を止めないようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で公明党、栗林澄恵議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前10時43分)

(再開 午前10時53分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を許します。

失礼しました。しばらくお待ちください。

○山口孝弘君

誠和会の山口孝弘でございます。

質問の前に、新型コロナウイルスに感染しお亡くなりになられた方に哀悼の意を表すとともに、感染されて罹患された皆様には早期回復をお祈りいたします。

まだまだ収束のめどが見えない状況ではございますが、最前線で働く医療関係者などの皆様に感謝をしつつ、これからも新しい生活スタイルを保ちながら、感染の広がりを最小限にとどめていくことが大事でございます。

市当局におかれましても、市民に寄り添いながらこの難局を乗り越えていただきますように、お願いをいたします。

また、本日このホームズの記事、うれしい記事がございました。コロナ禍での借りて住みたい街ランキングということで、問合せ増加率ランキングというところで、八街市が見事に1位を獲得いたしました。増加率が146.22パーセントということで、問合せが1位ということで、大変うれしい数字でございます。この数字、それだけ注目されているということでございますので、それに見合う街づくりを進めていかなければならないと、改めて感じさせていただいた次第でございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、質問事項1、人権について。

要旨（1）児童虐待について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響により、仕事や家庭、子どもたちに多大な影響、ストレスが生じております。特に、このコロナ禍において心配されるのが児童虐待の拡大であります。厚生労働省の調査では、全国の児童相談所が本年1～4月に児童虐待として対応した件数は、6万6千789件に上り、前年同時期と比べて約12パーセント増加しているという数字が出ております。

虐待というと、子どもに直接的な暴力を振るうというイメージがございますが、実はそれ以外の形でも虐待が起きております。虐待は、内容によって、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの4つの種類に分類され、特に脅す、いやみを言う、罵倒するといった言葉の暴力、精神的にダメージを与える行為である「心理的虐待」が50パーセント以上を占めている現状でございます。

国では、昨年、後を絶たない児童虐待への対応を強化するため、親権者などによる体罰を禁止する「改正児童虐待防止法」と児童相談所の体制整備などを定めた「改正児童福祉法」が、全会一致で可決、成立いたしました。本年4月から、一部を除き施行されたわけですが、子どもたちの命を守るためにも、八街市としての対応の強化が重要でございます。

そこで、要旨①の改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法を受けて本市の取組についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法につきましては、児童虐待防止策を強化することで、児童虐待により幼い命が失われることがなくなることを目的として、令和2年4月から施行

されております。

改正の主なポイントとしましては、1つ目として、親権者などによる体罰の禁止を明確にし、被害者である子どもたちの権利を守ることです。

2つ目として、児童相談所の職員増員など児童相談所の体制強化や児童相談所の設置の促進、児童相談所、市役所、病院、警察等の関係機関との連携を強化することです。

3つ目として、児童相談所の児童福祉司の配置基準の見直しであります。改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法を受け、本市の取組状況でございますが、まず、関係機関との連携強化につきましては、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、八街市要保護児童対策地域協議会を設置し、対象ケースについて個別支援会議を行い、児童虐待、養育に関する問題を明らかにするとともに、児童相談所、警察、病院、学校等の関係機関と連携して対象家庭に必要な保護、支援を行っております。

次に、児童相談所との連携強化につきましては、虐待児童の個人情報、休日、夜間でも共有できる情報共有システムを、令和3年度の導入に向けまして、関係機関と協議しているところであります。

今後も引き続き、虐待により貴い命が奪われることのないように、関係機関との連携体制の強化を図り、虐待の早期発見に努めてまいります。

○山口孝弘君

答弁ありがとうございました。

まず、八街市におきまして、虐待、虐待と思われるケースは何件発生しているのか、お伺いをいたします。

○市民部長（吉田正明君）

児童虐待の相談件数ということでご答弁をさせていただきます。

過去3年間の相談件数につきましてお答えをさせていただきますと、平成29年度が123件、平成30年度が198件、令和元年度は208件でございます。毎年増加をしている現状でございます。

令和元年度の相談内容といたしましては、身体的虐待が58件、心理的虐待で58件、ネグレクトが92件ということでございます。

この過去3年間の状況を見ますと、平成29年度につきましては、心理的虐待の相談件数が一番多く見られたわけですが、平成30年度、それから令和元年度につきましては、ネグレクトの相談が一番多くなっているという状況でございます。

○山口孝弘君

ありがとうございました。

先ほどの市長答弁では、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、八街市要保護児童対策地域協議会が設置されたという答弁がございました。様々なケースに早急に対応するには、現状ではまだまだ不十分ではないかというふうに私は考えております。この児童虐待に対し、市としての現状の課題についてはどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

○市民部長（吉田正明君）

要保護児童の早期発見あるいは適切な保護を図るための現状の課題というご質問かと思いますが、保育園あるいは幼稚園などを利用していない、いわゆる社会との接点が少ない未就学児の安全確認というものが非常に難しいということもございまして、そういったものを早期発見できないということが、まず課題となっているところかというふうに思っております。

今後につきましても、この児童虐待の早期発見につながるように、健診あるいは訪問時の情報収集、あるいは同行訪問といった母子保健との連携というものをさらに強化しながら、要保護児童の安全確認に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、児童虐待につきましても、社会全体で解決をしていくべき問題でもございます。市民の皆様方にも、児童虐待が疑われるような場合につきましては、児童相談所あるいは市役所に早めに相談をしていただけるような体制づくりということに、今後努めてまいりたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

昨年の児童福祉法の改正で、軽微な虐待事案につきましては児童相談所から市町村に対応を委ねられるようになったわけでございます。

子どもたちの命を守るためにも、この八街市としての対応の強化というのがとても重要になってくるというふうに感じておりますが、私がこの八街市の課題として考えるのは3つあると思います。

1つ目に、まずは専門職の職員の配置が必要ではないかというふうに考えております。

2つ目には、幼少期、今部長答弁のあったように、幼少期は健康増進課なんですね。児童期は子育て支援課というふうになっている現状で、この組織体制の見直しが必要ではないかというふうに考えます。

3つ目に、育児やしつけ、虐待、家庭内暴力や不登校など、様々な相談を電話や来所面接などで応じ、子育ての核となるような「子ども・家庭総合支援拠点」の設置が私は必要だというふうに考えております。

今後、これらについての考えについて、どのように考えていくのかお伺いをいたします。

○市民部長（吉田正明君）

ただいま3点にわたってご質問をいただいたところでございますが、まず1点目の専門的な知識を持った職員の配置ということでございますが、現在、担当課であります子育て支援課におきまして、家庭児童相談員につきましては、教員資格を有します会計年度任用職員3名で、児童虐待、それから養育相談等の対応をいただいております。

年々、児童の虐待相談が増加をしておりますことから、令和3年度につきましては、1名増員の4名ということで、今増員要望の方をさせていただいているところでございます。

また、平成28年の児童福祉法の一部改正によりまして、要保護児童の調整機関にあつては、その調整担当者として資格要件を満たしている職員の配置というものが必須になっておりま

す。こういったことから、現在、社会福祉主事の資格を有する正規職員を1名、配置をしているところでございます。

それから、また同じくこの改正によりまして、子どもを虐待から守るために、児童虐待通報を受けてから48時間以内に直接子どもの様子を確認するなど、安全確認の迅速化というのが求められております。その後、どこの機関につなげていくのかということを専門的に判断し対応する職員の配置というものが必須になっております。

この児童虐待を早期に発見して子どもを虐待から守るために、また出産後間もない乳幼児の健康状態というものを確認できる実務経験のある正規職員としての保健師の増員というものも、併せて要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目にございました、組織体制の見直しについての考え方でございますが、この児童虐待の防止に向けまして、家庭相談室の機能を核といたします虐待新拠点の機能を拡充して、令和4年度末までには、子ども・家庭総合支援拠点の設置というものの本格始動を目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

したがいまして、3点目の質問にございました子ども・家庭総合支援拠点の設置についてということにつきましては、その必要性については十分認識をしているところでございますので、早期の設置に向けて今後努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも、子どもの命を守るという意味合いでも体制強化、よろしく願います。

次の質問に参ります。

質問事項2、環境について。

要旨（1）有害鳥獣被害について質問させていただきます。

有害鳥獣による被害は、農業だけにとどまらず、近年は家屋や人間にまで被害が及ぶという状況が、全国各地で報告され報道されているところでございます。八街市でも、被害は年々拡大してきており、農業を中心に関係者は大変苦慮しているところでございます。

そこで、①八街市内での有害鳥獣被害の現状についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における有害鳥獣による被害は、主に農作物への被害であり、令和元年度の農作物の被害状況を申し上げますと、被害面積約7.7ヘクタール、被害金額で約361万円となっております。昨年よりは被害は増加しているものの過去5年間でみますと、横ばい傾向であります。

このような農作物への被害防止のため、市では、猟友会によるカラスの捕獲及び箱わなによる獣類の捕獲を実施しております。参考までに昨年度の捕獲状況を申し上げますと、カラス99羽、タヌキ5頭、ハクビシン28頭、アライグマ32頭の捕獲をしており、特にアライグマが増加している状況です。

○山口孝弘君

先ほど市長の答弁でもあったように、八街市の有害鳥獣と言われれば、カラス、タヌキ、ハ

クビシン、アライグマが主でありました。

しかしながら、現在注視しなければならない現状としまして、市境を中心に複数のイノシシの目撃情報が多発しております。現に、農作物の被害も出ているという情報が入っており、危機感を持って対応しなければ、大変な事態になってしまうと感じております。早期対策をし、地域ぐるみで地域を守ることが何よりも重要ではないでしょうか。

そこで、②八街市の、今後の対策についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

有害鳥獣対策につきましては、引き続き猟友会の協力をいただき、カラスの捕獲を実施するとともに、獣類は、特にアライグマが増加傾向であることから、箱わなを増やすなどの対策を行い、被害防止に努めてまいります。

また、最近、市境で目撃情報があるイノシシにつきましては、市内への侵入を防ぐことが重要であることから、隣接市やイノシシの捕獲に精通している方にもご協力をいただき対策を進めるほか、現状では、イノシシの捕獲態勢が不十分である本市におきましては、有害鳥獣の捕獲体制を充実させることが必要であるため、今後、組織の設立、捕獲従事者の育成に努め、千葉県とともに連携しながら有害鳥獣対策を進めてまいります。

○山口孝弘君

答弁ありがとうございました。

この八街市内のイノシシの侵入は、ある意味で新型コロナウイルスの二次被害と言っても過言ではございません。非常事態宣言によりまして、車などの交通量がなくなりました。それによって、動物たちが縦横無尽に移動がしやすい環境になってしまったことが、1つの要因ではないかというふうに感じております。

先ほども申したように、このイノシシの対応は、早期対策が何よりも重要でございます。今年度、イノシシ対策として、具体的にどのような対応をされるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

イノシシの目撃情報が寄せられ、直ちに担当課ではセンサーカメラを設置し、イノシシの行動を確認いたしました。確認された箇所は市境であり、すみかは近隣市であることが推測できましたので、近隣市に対し情報提供をするとともに捕獲についても要請してまいりました。

なお、注意喚起等につきましては、ホームページ、各区への回覧、教育委員会、市民部を通して児童・生徒等への注意喚起を行い、また、農業事務所につきましては、JAなどの会合で文書配布により注意喚起を行ってきたところでございます。

また、本市におきましては、イノシシの捕獲に精通している方がいないため、市外の方に協力依頼し、捕獲の従事者として県の許可を得たところであり、今後、わなによる捕獲を予定しております。

○山口孝弘君

ぜひともよろしく願いをいたします。

先ほど、市長答弁の中に、捕獲体制を充実させるために、組織の設立、捕獲従事者の育成に努めるといふふうに答弁をされました。

イノシシ対策を強化するためといふふうに捉えておりますが、来年度に向けて、具体的にどのように考えているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

有害鳥獣による農作物への被害防止等の対策を実施するにあたり、国、県の助成事業が活用できますが、活用するにはその受皿となる組織が必要であります。本市におきましても、イノシシなどの大型の有害鳥獣による被害対策にも取り組むべく新たに組織を設立し、助成事業を活用をしたいと考えており、現在、先進地等の事例を参考に調査研究しているところでございます。

また、獣類の捕獲は市の職員のみで行ってまいりましたが、最近ではアライグマが増加傾向であることや、イノシシなどの大型有害鳥獣が散見されるなど、職員のみでの対応では限界があり、新たな捕獲従事者の確保が求められております。

しかしながら、有害鳥獣の捕獲をするためには、狩猟免許を取得しなければなりませんので、免許取得に係る費用や人材の確保のため、農業者団体と連携し従事者の拡充に努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも、国、県の補助金も確保しながら対応していただくとともに、この捕獲体制や狩猟免許取得、捕獲従事者の拡充などを、ぜひとも対策を講じていただきたいというふうに思います。

しかしながら、これは新規の予算の確保になると思います。来年度に向けてこれをしっかりとこの予算につままして要求し確保していくという、しっかりと考えているのかということで、お伺いをしたいと思います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、捕獲従事者の育成や組織の設立を予定しておりますので、今後の有害鳥獣対策におきましては、必要な予算につまましては要望してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも予算確保に向けまして、市長並びに財政課もしっかりと話し合ってくださいまして、確保に向けてお願いを申し上げます。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で誠和会、山口孝弘議員の個人質問を終了します。

しばらくお待ちください。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私、最後の質問者となりますが、9月議会の一般質問、させていただきます。

1年前の今日は、観測史上最強クラスの台風が千葉県に上陸し、甚大な被害をもたらしました。いまだ災害復旧・復興の最中であります。台風災害に対する脆弱さが改めて浮き彫りとなりました。この災害を教訓とした市民の安全・安心を守る行政運営を求め、質問するものであります。

まず、1、安全安心の防災対策でございます。

新型コロナウイルス感染症と自然災害による複合災害のリスクが高まる中、従来の防災計画の見直しと充実が早急に必要となっております。市の認識と具体的な対応を伺うものであります。

まず、(1) コロナ禍における避難所についてであります。

要旨①避難所での感染防止策と避難所確保は。

避難所での感染防止策と避難所確保についてですが、感染症対策に留意した避難所の運営は、避難スペース間隔を2メートル確保する、このような状況が必要となっております。平時と比べ、どこの避難所も4分の1程度の避難可能人数となり、不足は明らかであります。避難所確保はどのように検討されているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染経路が特定できない新規感染者が増加し、近隣でもクラスターが発生しており、八街市内でも感染者が報告されております。このような状況の中、大規模地震や風水害により避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期す必要があります。

避難所内での感染を予防するためには、避難者間に十分な間隔を空ける必要があります。各避難所の収容人数も減少することとなります。そのため、災害発生時には、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、避難所内で段ボールパーテーションを使用することにより飛沫感染の防止や、学校が避難所となった場合には、体育館の他、各教室等についても可能な限り避難スペースとして活用してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

今、各教室を活用しても対応していくんだという答弁がございました。

今、私申し上げましたけれども、従来の避難所だと4分の1程度の人数しか収容できない。それを教室の活用で対応していけるのかどうか。十分対応できるのかどうか。その辺はどのように対応されようとしているのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今、丸山議員がおっしゃいましたとおり、このコロナの関係で避難所のスペースはかなり狭

くなっております。前回から、うちの方でも市民の方々にいろいろお願いをしておるところでございますが、分散の避難という形で、避難所にだけではなく自宅が使えるのであれば自宅で、あとはテントとかお使いであればテントとか、あとは親戚だったり知り合いのお宅等を活用していただいて、分散の避難を検討していただきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

分散避難につきましてはまた後でお伺いいたしますけれども、以前も議会の中で申し上げましたけれども、今、避難の在り方がいろいろ変わってきたと、車中泊など新たな避難の方向も出てきているわけですね。そういう点では、避難場所については、スポーツプラザであるとか、あるいは東部・西部・北部・中央グラウンド、榎戸サッカー場など、こういった広い敷地を持つ、ほぼ安全であろうと思われるこういったところについても、緊急避難所として指定していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、これはどのように検討されてきたのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

確かに、今言われたとおり、車中泊という形での車での避難という形がかなり増えてくるのかなというふうに考えております。

ただ、今言われたとおり、車中泊にしても、トイレ等の設備がなければそこにはいられないということですので、今考えているのは、スーパーであったりパチンコ屋さんであったり、そういう施設等と協定を結べれば結んで、その駐車場をお借りしながら、またトイレ等もお借りできるという形の方も、グラウンド等の利用も含めた形で検討をしておるところでございます。

○丸山わき子君

どういう避難が選択できるか、選択をどれだけ多く確保するか、その辺についてもぜひ対応いただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それから、避難所で発熱や倦怠感のある方のための専用スペース、これを確保していく必要があるかと思うんですけれども、これはどのように検討されているのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

基本的には、発熱であったり倦怠感のある方の避難所への受入れにつきましては、避難所での感染症蔓延の可能性があることから、県の方に対応をお願いするというふうに考えておりますが、このことから、保健所への相談であったり、医療機関の受診をお願いすることとなると思っております。

しかし、避難所での体調不良となった方につきましては、先ほど市長の方から答弁がありましたが、学校等を避難所として開設した場合には、教室等の一部を体調不良者のスペースとして活用することも考えております。

また、今年度から、県から市の方に連絡調整員という者が派遣されてきますので、その体制を今やっておりますので、印旛保健所であったり県の連絡調整を図りながら、連携を図って

対応していきたいというふうに考えております。

それと、どうしても災害時ですので、保健所の方に行ってくださいと、あとは医療機関に行ってくださいといっても、なかなかできない可能性が強いと思いますので、この辺につきましては、今どこかの避難所、またはそのものを1か所、そういう方のための避難所という形でできないかということで、今検討に入っているところでございます。

○丸山わき子君

ぜひ、確実な対応方法を検討いただき、準備していただきたいというふうに思います。

新型コロナウイルス等の感染症を踏まえた避難所運営に関しては、この間の担当職員というのは2名、3名程度だったんですが、やはりこれは増員していかなければならないんじゃないかなというふうに思います。それと合わせて感染症の対応を想定した避難所の開設訓練、これも必要になってくるのではないかなというふうに思っておりますが、その辺についてはどのように具体化されようとしているのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

避難所の運営につきましては、地元の情報に精通している学校であったり区、自主防災組織などの地域の方々と市が協力して行うべきというふうに考えております。

現在、川上小学校区をモデル地区といたしまして、避難所運営委員会の立ち上げを進めております。当然、避難所担当職員は避難所運営に携わることとなりますけど、災害対策本部等の業務がおろそかになるおそれがあることから、市職員の増員については、現在のところなかなか難しいというふうには考えております。

次に、開設訓練につきましては、台風が発生しやすい時期を迎えるにあたりまして、土砂災害警戒区域に早期開設避難所といたしまして、開設を予定している避難所のコロナウイルス感染症に対応した運営訓練を中央公民館において実施したところでございます。

この訓練には、避難所開設時に避難所に直行する職員や保健師など26名が参加し、避難者が避難してきた際の対応についての図上訓練を行ったところでございます。これはまず図上です。

この後、今後は避難所の開設及び運営についての実技訓練も早急に実施しなければいけないというふうに考えております。

○丸山わき子君

避難所運営に関して、川上小学校では地域の皆さんとの運営委員会を作り上げていくんだと、モデル地域として今取り組んでいるということを言われたんですが、今年の台風被害では、各小学校の体育館に避難した地域もあるわけですね。そういった地域もこれらからも活用されると思われまので、それぞれの地域で既にそういった対応策が取られなければならないんじゃないかなと。これは本当にせっぱ詰まって、今年も大きな台風が来るのではないかと大変市民の皆さんは不安に思っています。

今年の状況を見ていると、職員二人の方が受付をされていたんですけども、これでは到底間に合わないなど、それを大変痛感いたしました。そういう点では、各小学校区の地域性

もあります。それから、避難所となっても、例えば交進小学校などは体育館の周りが冠水してしまって体育館に入れないと、そういうような状況があったりして、もう少しきめ細かな対策を取らないと、避難所の役割は果たせないんじゃないのかなというのを、大変感じたところであります。

ぜひ、早急な対応策を取っていただきたい。昨年、特に活用された体育館については、優先的な対応策をお願いしたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、②在宅避難者への支援についてですけれども、これは、先ほども市長答弁の中で、災害時の感染症対策として、国もこれ在宅避難をすることを推奨しているわけですけれども、この把握と、それから支援はどのように検討されているのか、その辺について答弁をいただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

在宅避難者への支援といたしましては、まず、区や自主防災組織等の協力をいただきまして、在宅避難者の所在確認を行いたいと考えております。

基本的には、災害物資については、避難所で配布することとなり、その支援情報をあらゆる手段により周知することとなります。

しかし、要支援者などで避難所まで来ることが困難な方につきましては、所在確認の情報を基に、区、自主防災組織、民生委員、災害ボランティアなどのご協力をいただきまして、避難先に支援物資を届けるなど、在宅避難されている方々に十分な支援ができるよう検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、その辺はお願いしたいと思います。昨年、台風15号の停電時は、南地域には要介護度3から5の方が762名いたんです。その中で、暑くてたまらないよと、具合が悪くなりそうだ。あるいは老老介護となっているご家庭では、おじいさんが、夜中にばあちゃんの世話は大変だよと、こんな悲鳴を上げておられました。

こうした世帯には優先的に発電機の貸出しをしてほしいんだということで、市対策本部に常駐していた東電に申入れをいたしました。そうしたら、どのくらい必要なのか、市から要請してほしいんだ、こんな回答をもらったんですね。で、市に対して早急に数を把握して東電に要請してほしいと、そうしたら東電は発電機を確保すると言っているよということ、私申し上げたんですけれども、その体制ができていなかったというのがあったと思います。

ですから、そういう意味でも、今後そういった対応策をぜひともきめ細かに取り組んでいけるよう進めていただきたいなというふうに思います。実際に災害がありますと、本当にいろいろ事態が変化していくわけで、きちんと次のステップはどうしたらいいのかという、その体制づくりをしっかりとっていただく、このことが必要ではないかということをお知らせいたします。

それから、③避難所の衛生環境の確保・物資の整備状況についてであります。

これについては、各避難所にきちんと行き渡っているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

避難所での新型コロナウイルスの感染、いわゆるクラスターの発生を防ぐことは、コロナ禍の避難所運営上、最も重要視すべき対応であります。

避難所の感染症対策といたしましては、現在、避難者の手指の消毒のためのアルコールジェル、受付時に避難所運営者の感染を防ぐフェイスシールド、感染症防護服、使い捨て手袋、シューズカバー、受付時に避難者の体温を測定するための非接触式体温計を備蓄しております。

また、8月の臨時議会で予算化していただきました、飛沫感染防止のための段ボールパーテーション、段ボールベッド、避難所内消毒用アルコールについて整備いたします。

その他に、体育館が避難所となる場合、体育館には冷房設備が整備されておらず、熱中症の危険が危惧されるため、大型扇風機、気化式冷風機、また停電時の対応といたしまして発電機を整備いたします。

○丸山わき子君

ぜひ、きめ細かな対応・対策でこの感染症対策に取り組んでいただきたい、このことを申し上げます。

それで、先ほどもちょっと触れましたけれども、（2）要支援者支援の対応についてであります。

①要支援者の避難個別計画と避難所の拡充ですけれども、自力では避難できない高齢者、障害者など要援護者の避難に関して、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかなど、個別避難支援計画、また避難所の確保はされているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地震・風水害、その他の大規模な災害が発生した場合において、一般避難所では避難生活を送ることが困難な高齢の方や障がいのある方が、安心して避難生活を送ることができるよう、八街市老人福祉センターを福祉避難所として指定したほか、市内11か所及び富里市2か所の福祉施設と「災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」を締結するなどして、避難所の拡充に努めております。

自力では避難することが難しい高齢者、障がい者等、避難行動要支援者につきましては、名簿を作成した上で、「八街市平常時避難行動要支援者名簿の取扱に関する覚書」を、八街市民生委員・児童委員協議会と締結し、情報の共有を図っております。

なお、避難行動要支援者に係る個別計画につきましては、現在策定準備を進めております。

○丸山わき子君

この個別計画がより早く作られなければならないと。実際には、避難行動要支援者避難支援全体計画というのは2019年4月、去年できているわけですね。もうこういう立派な計画があるにもかかわらず、まだ個別支援計画が進んでいないというのはちょっと残念だと。

早急な対応策を促したいというのと、併せて避難所の確保についてであります。今の市長の答弁ですと、14か所ということですが、どのくらいの必要支援者に対して、何人の収容が可能なのか、その辺について、どのように検討されているのでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

災害時におきましては、様々な施設の方と避難所の設置及び管理・運営に関する協定を結ばせていただいているところでございますけれども、大変申し訳ございませんが、各施設における収容人員の数につきましては全部把握できておりません。

○丸山わき子君

それではちょっと困ると。せっかく台帳を作ったわけですよね。台帳を作ったと、その台帳に従って、では何人の方を避難させる可能性があるのか、そこを把握しなければ、本当に市民の安全は守れないんじゃないですか。避難をどのくらいできるか分からないというような状況ですけれども、この避難行動支援者避難全体計画、これは市が昨年作ったものです。この中では、指定避難所の教室、保健室を活用して、福祉避難室として対応できる、対応するというふうにあるわけです。ですから、こういった教室や保健室も含めてどれだけの市民の方、要支援者の方を避難させることができるのか、きちんと数を把握し、不足するならどうするのかと、そういう緊迫感というのですか、安全をいかに守るのか、そういう対応を取っていただきたい、このように思います。

昨年も、避難しようといっても、いやいや、行ってもベッドがないから駄目だ、トイレが使えないから駄目だと、そういう方々が大勢いらっしゃいました。大変不安な中であの台風をやり過ぎなければならぬという状況がございました。ぜひとも、本当に避難したいという方はしっかりと支援できる、そういう体制を早急に作っていただきたいと、このことを申し上げておきます。

次に、②災害時の外国人への支援でございます。

先ほども答弁がございましたけれども、これは、市の地域防災計画では、災害時要援護者として位置付けているわけですが、具体的にはどのような対応をされるのか、その辺についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

防災の啓発や情報に関しましては、ホームページに掲載しておりますが、現在、八街市のホームページはグーグルの翻訳機能により他言語に翻訳することができます。

また、ホームページのほかに、メールやツイッターでも情報発信を行っていますが、これらのメールやツイッターについてもグーグルの翻訳機能により他言語に翻訳することが可能となっております。

今後は、ホームページ、メールやツイッターなどのあらゆる情報伝達手段により、自助意識の強化などについての防災啓発を行い、また、災害時の情報発信についても防災啓発と同様に、あらゆる情報伝達手段により正確な情報を発信してまいります。

また、避難所の案内表記の多言語対応についても検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、基本的なところだと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、暮らしに関わっても、また災害時に関しても、多言語できちんと伝達していくことは必要ではなかろうかというふうに思います。

これは災害時とはちょっと違ってくるんですけども、今、地域で外国の方が多く住まわれているんですけども、ごみ問題で本当にトラブルが起きています。そういうことも、この八街に住むためには、例えばごみ出しについてはこういうルールがあるんだよと分かりやすく、外国の方にも理解できるそういった説明書等も必要ではないかなというふうに思うんですね。そういう点では、転居されてきた外国の方に分かりやすいパンフレットを配布する、あるいは窓口においておく、そういうことも必要ではなかろうかなというふうに思います。

先達て、国の方の給付金がございましたけれども、それに関しては多言語、10か国語が玄関の入り口に置いてありましたね。これは本当に助かるだろうなというのを感じました。やっぱり、八街に住んでいただくためには、八街のルールをしっかり守っていただいて、仲よく暮らしていきたいと、本当に地域の皆さんとトラブルを起こさないで仲よく暮らしていくために、ぜひとも多言語による暮らしや、それから防災に関わるパンフレットも作っていただきたいというふうに思います。ご検討いただけませんかでしょうか。いかがでしょう。

○総務部長（大木俊行君）

現在、外国人の方の転入者につきましては、広報やちまたを多言語で閲覧することができるアプリや、ごみカレンダーについてのチラシを配布しているところでございます。その他の情報につきましては、ホームページを翻訳、閲覧することによりまして確認していただきたいというふうに考えておりますが、先ほど栗林議員の方にも私の方でお伝えしたのですが、成田市の方では、これは防災マップですが、これをポルトガル語、タイ語、スペイン語、中国語、韓国語、英語という形で作っているんですね。これがかなり見やすいというふうに私も思っていますので、こういうものを参考にしながら、外国人の方々が見やすく分かりやすい情報を、市としても流していきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

ぜひよろしくお願ひします。

それと、大きな（3）ですけども、冠水対策についてお伺ひいたします。

①道路冠水箇所の注意喚起・事故防止策についてであります。昨年の台風21号による冠水箇所について、公共下水道雨水基本計画で設定した雨水排水区域内の冠水箇所マップが公表されておりますが、市全体の冠水箇所のマップは作られておりません。注意喚起、また事故防止策はどのように検討されているのか、その辺についてお伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

道路冠水箇所につきましては、冠水の解消に向け努力しているところでございますが、多くの時間や費用がかかることから、被害の軽減につなげるため、注意喚起の看板などを、地元からの要望などにより設置しているところでございます。

現在、大関地区及び夕日丘地区など4か所において、大雨時冠水注意の看板を設置いたしました。また、事故防止策といたしまして、大関地区の水路の蓋が水圧により脱落しないよう金具で固定する処置を講じました。

今後も道路冠水による事故防止の軽減につながるよう、管理してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

昨年の台風のときには、約100か所近い冠水箇所があったわけですね。今の市長の答弁ですと、たった4か所だと。これでは問題にならない。本当に冠水箇所のマップがないわけですから、定期的にね。これは常日頃から、ここは大雨が降ると冠水しますよ、そういう注意喚起の、日常的に注意喚起をする看板が必要ではなからうかと。「地元から要望が出ないからそれは知らないよ」ではなくて、積極的な対応を求めますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

先ほど市長からも答弁がありましたとおり、現段階としては、注意喚起の看板につきましては、地元からの要望に基づいて設置しているところでございますが、冠水によります被害を未然に防止するためには、事前の周知も必要と考えておりますので、今後、設置場所や近隣市町の動向も踏まえまして、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

もう災害の多い月になってきてしまいました。ぜひ、これは早急な対応策を取っていただきたいと、このことを申し上げておきたいと思っております。

それから、②長年の冠水箇所の把握と解消計画についてお伺いするものですが、実住小学校周辺、また大関調整池周辺、大池調整池排水系の冠水対策と解消の取組を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

代表質問1、木村利晴議員に答弁したとおり、実住小学校周辺及び大関調整池周辺地域の冠水箇所の解消につきましては、現在、実住小学校においてグラウンドを活用した雨水貯留機能の回復や雨水浸透貯留槽の設置を実施しているところであり、排水量の軽減に努めてまいりたいと考えております。

また、排水量の分散を図るため、五区地区に調整池を含めた排水路整備を計画しているところでございます。

今後も、計画的に排水整備を進めるとともに、水路の清掃、補修などの維持管理に努め、冠

水の軽減につながるよう管理してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

この実住小学校の校庭の下に貯留槽を作ったということですが、これを作ることで、その上流も含めてどの程度の解消が図られるのか、実際に雨が降ってみないと分からないよということになるのかもしれませんが、そこら辺はどのように検討されていますでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

実住小学校内のグラウンドの新たに設置いたしました雨水浸透貯留槽につきましては、76.5立方メートルとなっております。こちらの方は、先ほど言ったようにどのくらいの雨が降れば賄えるかというのは、ちょっと実際の話分からない状態でございますが、前にも答弁させていただいたんですが、グラウンド内をオンサイト貯留という形で、若干設置した場所のところを土砂を一回取りまして、ちょっと土手みたいな高さを作って、そこで、ちょっと、高さ制限で越流をしないように考えているところでございますので、グラウンド全体の方では、約1千100立方メートルぐらいはグラウンド上に水がたまるであろうという形での測量の中で進めておりますので、これで状況を見てまいりたいというふうに考えているところでございます。

○丸山わき子君

そうすると、1時間50ミリメートルの雨が降った場合、下流に対して一定の解消は図られると。上流に関してはどのようなんでしょう。

○建設部長（市川明男君）

こちらの上流部分につきましては、まだ整備の方が終わっていない状況でございますので、先ほど市長から申し上げましたように、計画的に整備の方を進めていますが、予算の関係もございまして、そちらも踏まえまして、今後も計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

あとは大関調整池ですけれども、これは五区の方に調整池を作るんだということですが、これは完成は一体いつぐらいになるのか、その辺はいかがでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

今回買うところは五区の調整池でございますが、実際にいうとヤマダ電機の北側の部分になります。本来、整備は下流域から、大関調整池側から整備しなければなりませんので、ですので県道等の整備もございまして、先行取得をいたしますけれども、整備の方につきましては今後計画的な整備で進めていきたいと思っておりますので、こちらにつきましても予算の関係もございまして今のところ、早急に努めてまいりたいと思っておりますけれども、現時点におきましては、完成の目途についてはまだ成り立っていないという状況でございます。

○丸山わき子君

大雨のたびに冠水を繰り返している大関四区の団地の皆さんは本当に大変だと、早く何とか

してほしいんだという切実な声が上がっております。予算の関係と言われてしまうと、それは本当に大変なんです、これを最優先に進めるという点で、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

今、担当部長からお話があったように、五区地先に調整池の整備を進めるための話を、区長並びに関係者にお話をしておりまして、また、地権者にも理解をいただけるよう今進めております。できるだけ早く地権者にも理解をいただいて整備を進めてまいりたいと、今考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、これは大関調整池の工事費が、耐震も含め工事に関してはどのくらいの予算規模をお考えなのでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

先ほどの五区地先、今度購入する場所以外にも大関調整池の方に流入しないように、道路上にもう1か所ぐらい整備もしたいというふうに考えております。その辺の状況に応じましては工事費も大分変わりますので、現段階においてはまだ確定の方はしていない状態でございます。

○丸山わき子君

ぜひ、もう1か所確保していくんだということで、慎重な対応をしていただけるようなのですけれども、これがもう少し、地権者との関わりもあろうかと思いますが、もう少し早めていただいて、大関調整池周辺の住宅の皆さんが困らないような対応策を早急にとっていただきたいと、このことを申し上げておきます。

それから、もう一つ、冠水対策で、西林市道16003号線の冠水箇所につきまして、この間も浸透枳を埋設して対応していただいたという経緯があるわけですが、地域住民の皆さんも一生懸命その浸透枳の掃除をしたりして対応してきたんですが、泥の侵入でもうどうしようもできなくなって、この枳が詰まってしまって今冠水を繰り返しております。車1台がしっかり入ってしまう深さまで冠水しております。

これを何とか解消を進めていただきたいというふうに思うんですが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

ご指摘をいただきました箇所につきましては、私ども現地を確認させていただいたところでございます。議員がおっしゃったとおり、道路の下の方に雨水浸透貯留槽を、平成21年度に設置しておりましたが、畑などからの土砂の流入等によりまして、本来の機能が保たれていない状況でございます。今後、清掃などを行い、施設の機能回復に努めて、道路冠水の軽減につながるよう管理してまいりたいと考えておりますが、こちらにつきましては、当該箇所の現状ももう一度私どもの方でもよく管理をしながら、現状を注視しながら調査研究してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

ここの冠水の原因というのは、埋立てをした土地から雨水が一気に流れ落ちてくるんです。流れ落ちてくるというよりも、土手に穴が空いていて、その土手から一気に水があふれ出てくる。それを受け止めているのが市道なんです。市道がもうどうしようもできなくなると、隣接する農家の畑いっぱい水がたまってしまいます。農家の方にも本当に迷惑をかけているというのが実態なんです。

もうちょっとこれ以上は我慢できない状況であるというふうに思います。ぜひ、早急な対策を立てていただきたいと、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後に、2、市内どこに住んでいても安心して暮らせるまちに、街づくりについてお伺いいたします。

(1) 市地域公共交通網形成計画策定についてであります。

この策定が来年度から新たな計画の下に始まるわけですけれども、この策定の①基本的な方針は、についてお伺いしたいと思います。

まず、地域住民が、いつでもどこでも自由に、安全に移動することは、健康で文化的な最低限の生活を営む上で欠かせないものであります。次期計画は、地域公共交通を地域住民の移動権を保障するその制度として位置付けたものになるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の地域公共交通のマスタープランである「八街市地域公共交通網形成計画」につきましては、平成27年度に策定し、計画期間の最終年度が今年度であることから、現在、次期計画の策定作業を進めているところでございます。

策定における基本的な方針につきましては、自家用自動車への依存度の高まりや人口減少、少子化、地域経済の低迷等により利用者が減少し、地域公共交通を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、利便性の高い公共交通の確保・維持と市の財政健全の両面に配慮し、多くの方が利用しやすい持続可能な公共交通体系の実現を目指すものでございます。

具体的な検討内容について申し上げますと、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図るため、市の交通の基軸となる民間路線バスの確保・維持や利便性向上が図られるよう協議を行うほか、ふれあいバスにつきましては、利用動向を踏まえたネットワークの検討、乗り継ぎ状況の調査に基づくダイヤの検討を行う予定でございます。

また、新たな交通システムの導入につきましては、交通不便地域における人口密度、利用頻度、移動距離等、さらには財政負担にも考慮し、デマンド型交通導入の可能性につきまして検討を行うとともに、併せて民間事業者、地域住民が実施主体となる公共交通の事例や在り方について、調査・研究してまいります。

また、国におきましては、地域の移動手段の確保・充実のため、地方公共団体主導で公共交通サービスを改善し、地域の輸送資源を総動員する取組を推進することを目的とした「持

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、その法律の施行により、「地域公共交通網形成計画」の名称が「地域公共交通計画」に改められ、地方公共団体による計画策定を法的に努力義務とされる見込みであります。国の関係法令には移動権の保障は規定されておきませんが、このたびの計画の策定にあたりましては、関係法令等に即した計画とする予定でございます。

持続可能な公共交通ネットワークの構築には、各公共交通機関のそれぞれの役割分担が重要であることから、計画の策定にあたりましては、公共交通事業者、市民代表、関係行政機関等で構成する「八街市地域公共交通協議会」において協議を行いながら、調査及び策定作業を進めてまいります。

○丸山わき子君

先ほども山口議員の質問の中にもありましたけれども、今、八街市が注目を浴びている本当に住みやすい街なのかどうか。そういう点では、こういった公共交通の在り方、きめ細かな、どこに住んでいても安心して暮らせる、そういう保証をできるような計画を作っていかなければならないというふうに思います。

市長の答弁の中では、新たな公共交通の在り方の中で、デマンド交通も含めたそういった検討もしていくんだという答弁がございました。ぜひ、この点では積極的な取組をお願いしたいというふうに思います。

昨年3月、私は乗合タクシーの件について質問をいたしました。そのとき、みんなのタクシーの会が、市内どこに住んでいても安心して暮らせるために低料金で利用できる乗合タクシーを早期に実現してほしいと、市民の3千600筆を上回る署名を市長宛に市民の皆さんが提出したわけです。市長に対して、この署名をどのように受け止めているんですかと私は質問いたしました。市長は、市民要望としてしっかりと受け止めていると、八街市地域公共交通協議会等でしっかりと検討してまいりたいと、答弁されました。

この間、地域公共交通協議会で市民が求める乗合タクシーについての協議はされていないんですね。されていません。こうしたタクシー関係に関しては報告はされています。しかし、委員の中できちんとした協議、議題として協議はされておきません。病院や買物に行けない、暮らしていけないと訴える市民を置き去りにしたまま、また来年度から地域公共交通網形成計画策定を進めていくのかどうか。もう時間はないですよ。今までも協議されていない。これから一体どのくらいの協議時間があるのかということ、大変限られているわけです。そういう点で、本当に市民の気持ちをきちんと受け止めたそういう地域公共交通網形成計画になっていくのかどうか、その辺について再度質問いたします。

○副市長（橋本欣也君）

協議会の会長という立場からお答えさせていただきます。

先日の第3回の協議会におきまして、今後の方針を確認したところですが、その際に、併せてデマンド交通の導入可能性と今後の分析フロアの提示ですとか、あるいは全国的に持続さ

れている事例ですとか、撤退を余儀なくされた事例、こういうものなどの紹介をして、委員間の情報共有というのを図っております。

今後、協議会において、さらに慎重に議論を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○丸山わき子君

この間の協議会の議事録を見せていただくと、一方的なんですね。一方的に報告をしていました。何かありませんか、ああそうですか、じゃあ終わりますのような、大変内容的には事務局提案で、はい分かりましたという内容になってしまって、大変残念だと思います。

それで、時間がございませんので次にいきますけれども、ぜひ、(2)市民の声を反映した乗合タクシーの導入を、ということで質問をさせていただきます。

まず、①市民誰もが安価で利用できるタクシーに。

高齢者外出支援タクシー利用助成事業は現在行われておりますけれども、街中の方は「便利に使えていますよ」という本当にうれしい声が聞かれます。しかし、郊外からの利用者からは「高くて使えないよ」と、大変な地域差があるわけです。これは、市内においてこんなことがあってはならないと、地域格差があってはならない。市民誰もが利用できるという、そういった対応をしていかなければならないんじゃないかなというふうに思うんですね。不公平感のない乗合タクシーにさせていただきたいというふうに思いますが、その辺については、まず市長、どのようにお考えか、お伺いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、多くの地域で人口減少の本格化、また、自家用車両の普及に伴いまして、民間路線バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小、経営の悪化、運転者不足の深刻化などによりまして、地域の公共交通の確保・維持が厳しくなりつつあります。

今、丸山議員が申されておりますのは、市民誰もが安価で利用できるタクシーということであろうかと思えます。

現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により、鉄道や民間路線バスの利用者が大幅に減少しており、このような状況も踏まえながら、市民ニーズに対応した、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る必要がございます。

ご質問の高齢者外出支援タクシー利用助成事業の制度設計にあたりましては、近隣団体等でのデマンド型乗合タクシーの利用件数の約80パーセントが60歳代以降の高齢者であり、自家用車両の1世帯当たりの保有台数は1.5台程度である本市では、タクシーの主たる利用者層は、運転免許証返納者を含めた高齢者であると想定されることから、運転免許証を所持しない満65歳以上の高齢者の外出支援を目的として開始したものでございます。

このように、高齢者外出支援タクシーの利用助成事業は、年齢と免許不所持を要件とする福祉施策としての側面があることから、どこにお住まいでも助成金額を平等にしており、今年度から、市民ニーズを踏まえまして、市外の医療機関等への移動の際にも利用できるよう、

利用方法の拡充を図ったところでございます。

また、デマンド型乗合タクシーにつきましては、多様な運行形態がございますが、基幹交通との結節が前提であり、サービスの区域内であれば、比較的安価な額で利用することができ、利用が増えることで運賃収入が増え、行政の負担が軽減されるなど、サービスレベルの高い公共交通であると言われておりますが、一方で、事前の電話予約が必要となるほか、一般的に限られた数の車両で運行することから、利用が増えれば増えるほど、利用したいときに利用できないといったことや、利用者が少なく乗り合いとならずに1人1台の乗車といったケースも見受けられるようであり、当初の見込みより利用者数が伸びずに、多大な財政負担から運行廃止を余儀なくされた自治体もございます。

持続可能な公共交通の確保・維持には、国庫補助金の活用は不可欠なものでありまして、現在のふれあいバスは国庫補助金を活用しておりますが、ふれあいバスの4路線を維持したまま、単に市内全域にデマンド型乗合タクシーを重複して導入する場合の、国庫補助金の基本的な考え方を国土交通省に確認いたしましたところ、コミュニティバスとデマンド型乗合タクシーの区域及び目的の差別化を図ることが難しいことから、国庫補助金の要件には合致しないとの回答を得ております。

公共交通は、交通分野の問題に限らず、まちづくり、福祉、教育などの様々な分野で大きな効果をもたらすものでありますが、残念ながら、家用車両の普及などにより、本市におきましては、平成15年以降、民間路線バス6路線が廃止されてきており、廃止路線バスの代替として、現在のふれあいバスを運行しているところでございます。

本市の地域公共交通の在り方につきましては、本市の公共交通の担い手である鉄道、民間路線バスやタクシー交通等の既存の公共交通の確保・維持が困難となることのないよう、ふれあいバスを含め、それぞれの機能分担を勘案し、また、本市の財政状況にも十分に配慮した中で、より利用しやすい地域公共交通となるよう、八街市地域公共交通協議会等におきまして、十分協議してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木広美君）

答弁は求められませんが、丸山わき子議員。

○丸山わき子君

やはり、この八街に市民が安心して暮らせる、そこに視点を置くべきであると。お金がなければ、国に対して補助金を増やせと、そういう取組が必要ではないかというふうに思います。

ぜひ、市民が困らない、せつかく今八街が注目を浴びているわけですから、本当に住みやすい街づくりを進めていただくことを求め、私の質問を終わります。

○市民部長（吉田正明君）

先ほど、丸山議員さんからのご質問の中で、災害時におけます福祉避難所の協定を結んでいる13施設の収容可能人員、明確な答弁ができなくて申し訳ございませんでした。

確認をいたしました。今現在この協定におきまして13施設と協定を結んでいる中で、それぞれの施設は福祉施設というところもございますので、その施設の入所者の方、利用者の

方が通常いらっしゃいますので、うちの方から協力を要請した際に、各施設の方から、その時点における受入可能な場合、その可能人数というものをこちらの方に報告をいただいて、その報告に基づいて、どこに誰を収容していただくかということを決めていくということになるというような流れになるそうです。

したがって、ご質問のございました13施設における収容可能人数というのは、大変申し訳ありませんが、明確な人数につきましてはお示しできないという状況でございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木広美君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了いたしました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日9月10日は議案調査ため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。明日9月10日は休会することに決定いたしました。

本日の会議はこれで終了します。

9月11日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間ご苦勞さまでした。

（散会 午後 0時16分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件